



伊豆八丁池から富士山を望む

撮影者 会員 山本 安志

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

関東弁護士会連合会 2024年度第2回 地区別懇談会
日時：2025年1月28日(火) 15:00~17:00(懇談会)
17:30~(懇親会)
場所：ホテルテラスガーデン水戸
懇談会：4階「シルバースクリーン」
懇親会：3階「シーブリーズ」

新年のご挨拶

会長 岩田 武司

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆さま、そして県民の皆さまには、日頃より当会の活動に温かいご支援とご理解を賜り、心より感謝申し上げます。新しい年が皆さまにとりまして健康と希望に満ちた一年となりますようお願い申し上げます。

昨年は、社会の急激な変化の中で、私たち弁護士が果たすべき役割を再確認する一年となりました。その中で私たち執行部が取り組んでいる課題のいくつかを紹介します。まず、私たちは広報活動の強化を通じて、市民の皆さまに「弁護士が身近な存在であること」を実感していただけるよう努めてまいりました。本年一月からはFM横浜における番組での広報も予定しておりますのでご期待ください。

また、私たち執行部が特に注力しているのが、選択的夫婦別姓制度の実現に向けた活動です。当会は、昨年六月の通常総会において「民法七五〇条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議」を可決し、その後もシンポジウムの開催や会長談話の発表、さらには市民会議や司法記者との対話を通じて世論を喚起し、国に対して選択的夫婦別姓に向けた改正を働きかけていく努力を続けてまいりました。再審法の改正に向けた活動も昨年度に引き続き取り組んでおり、三つの声明と談話を発表したほか、県内選出の国会議員や地方議会への請願や陳情活動を積極的に行っているところです。

地域司法では、相模原支部創設三〇周年行事を通じて、懸案である地裁相模原支部での合議制実現を求め、併せて「藤沢簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所の併設を求める協議会」での活動も活発に行いました。忘れてはならないのが、昨年一月一日に発生した能登半島地震と同じ地域を再び襲った九月の豪雨災害です。県内においては台風一〇号による被害が発生しました。被災された方々には改めてお見舞いを申し上げます。当会では、将来の災害に備えて静岡県弁護士会や自治体との災害協定も締結しています。さらに、災害の遠因と思われる環境問題についても「神奈川県弁護士会環境宣言」を発表しました。

最後になりますが、会内においては、基幹業務システムの刷新に取り組むとともに、常議員会のオンライン化の整備を進める等、より会務に参加しやすい環境を整えているところです。本年も、当会は皆さまの信頼に応え、法の精神を社会に根付かせる活動を続けてまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

幼稚園生の頃、ご多分に漏れず自分もウルトラマン(初代)になりたいと思っていた。リアルタイムで放送していた世代ではないが、再放送されているのを視聴したり、近所のレンタルビデオ店でビデオを借りたりして、その活躍をフラウン管越しに食い入るように見ていた▼変身に用いる細長い棒状の物をベータカプセルという。ある日、おもちゃ売り場で売っているのを見かけた時、何とか欲しいと母にねだったが、買ってもらえなかった。何度頼んでも首を縦に振ってはくれなかった▼数日後のことだろうか、家にいる時に母が、「これを使いなさい」と何かを渡してきた。あのベータカプセルではない。色がまるで違う。形も違うが、しかし細長くて似ていると言えなくもない。「アラビックヤマト」と大きく書いてあり、他にも読めない文字が沢山あるのが引くかかると、まあ良いだろう▼以来、幼い自分は家の中でこれを掲げてウルトラマンに「変身」し、部屋にあったパンダの大きなぬいぐるみと何度も「壮絶な死闘」を繰り広げた▼先日、液体のりを使っていて、当時の思い出がふと頭をよぎった。たまには母に何か美味しいものでも買つていこうか。

(山口 陽)

人権シンポ in かながわ

昨年11月4日、当会会館及び横浜市開港記念会館において、
各種のイベント・講演が実施された。

第12回

死刑制度の現在

―誤判・再審・袴田事件

昨年9月26日、静岡地裁が袴田巖氏に再審無罪

判決を言い渡し、検察官の上訴権放棄により同判決が確定した。

また、併せて、講演会「死刑制度の現在―誤判・再審・袴田事件」を開催

ることをどのようにすれば改善できるのか、主催者が積極的な行動に出る必要があると思う。「」などの意見が寄せられ、現行の再審法の問題点について市民の関心の大きさがうかがえた。

この判決を受け、袴田氏と、いわゆる名張毒ぶどう酒事件で死刑判決を受け獄中から無実を訴え続けるも、2015年10月4日に獄死した奥西勝氏の生涯をテーマとする映画「ふたりの死刑囚」の上映会を、当会会館にて開催した。

加藤英典弁護士による講演の様子

また、併せて、講演会「死刑制度の現在―誤判・再審・袴田事件」を開催し、袴田事件の弁護団の一員である埼玉弁護士会の加藤英典弁護士が、無罪判決確定に至るまでの弁護団の活動や判決の内容及び死刑制度の問題点等について解説した。

袴田事件の再審無罪判決が大きく報道されたこともあり、当日は、多くの市民が参加した。質疑やアンケートでは、「証拠の開示がなされないことは問題だと思ふ。」「再審の壁が高すぎ

校則つてなあに？

〜校則と向き合った生徒と学校〜

子どもの権利委員会

は、当会会館において、標記のテーマで、映画上映会とゲストトークを開

催し、多くの方に参加いただいた。

まず、「夢見る校長先生」子どもファーストな公立学校の作り方」の上映が行われ、公立小学校の校長先生が行った、通知表や校則、宿題の廃止等の子どもファーストの実践が紹介された。

次に、当会会員から、校則について、法律の視点から簡単に整理した説明がなされた後、学校、先生側から校則に向き合った元校長2名、

生徒として校則に向き合った現役大学生1名及び子どもの意見表明等に取組んでいる当会会員2名によるゲストトークが行われた。

元校長2名からは、校則ゼロを実践し、その結果として、現場の先生が生徒に対し対等な人格として接することで、生徒の生きる力が自然と引き出されたことや、校則や制服の自由化を実現させ、現場の先生が生徒と一緒に、生徒主体の自由な学校を作っていた経験についての話があった。

生徒の立場からは、頭髪指導や管理教育に対し声を挙げ、ネットを利用して、生徒や保護者の声を集約し、学校に提出したという話があった。

このような、学校、先生及び生徒それぞれの立場での経験を聞くことで、教育現場において、校則で子どもを管理するのではなく、子どもの自主性、すなわち、学校・先生と子どもが議論しながら一緒に学校を作っていくことが重要であることが理解できた。

今後も、校則を含めた子どものための学校教育について考えていきたい。

(会員 井上 志穂)

選択的夫婦別姓

〜「人権シンポ」で早期実現に期待！

開港記念会館講堂にて、講演とパネルディスカッション、「最高裁判所と選択的夫婦別姓」現在の課題と今後の展望」を開催した。

第1部の講師は元最高裁判事の櫻井龍子氏。労働省(現厚生労働省)出身で、2008年に最高裁判事となり、第一次訴訟における最高裁判決で夫婦別姓を定める民法の規定は違憲との意見を述べた。

櫻井氏は、最高裁で旧姓使用が認められなかった自身の経験等を挙げ、問題点を指摘。これまでの最高裁多数意見は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とするものの、第二次訴訟では、事情の変化によっては立法裁量の範囲を超えると評価される可能性を述べた。

櫻井氏からは、世論の変化や、国連女性差別撤廃委員会からの勧告、直近の国政選挙の結果も踏まえ、「制度の実現は十分期待できるのでは」との展望も示された。

第2部は、パネルディスカッション。第三次訴訟弁護団長の寺原真希子弁護士は、婚姻で一方が改姓を余儀なくされることは人権侵害の問題であり、それが圧倒的に女性の側である不均衡を指摘。第三次訴訟に込める熱い思いや一人ひとりが声を挙げていくことの重要性を語った。

事実婚で中学生の子を育てる黒川・根津ご夫妻は、別姓の選択肢がある

必要があると思う。「」などの意見が寄せられ、現行の再審法の問題点について市民の関心の大きさがうかがえた。

昨年3月11日、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が発足し、同年6月17日には、同議員連盟が法務大臣に対して法改正を求める要望書を提出するなど、再審法改正の機運は高まりつつある。法改正の実現に向け、引き続き尽力していきたい。

(刑事法制委員会 委員長 伊藤 武洋)

経済安全保障関連法の成立と

これからの日本

憲法問題対策本部は、日弁連秘密保護法・共謀罪法対策本部の副本部長である海渡雄一弁護士を招き、開港記念会館にて「経済安全保障関連法の成立とこれからの日本」というタイトルで講演会を開催した。

同講演では、近時成立した経済安全保障関連法が中国を仮想敵として想定していること、同法が対中戦争の準備として位置付けられていることが示された。この想定は同法の国会審理の過程では顕在化しておらず、同法成立後に決定された安保三文書によって初めて明らかにされたものである。

次に、同法により、秘密保護法の内容が経済分野にまで拡大することによる危険性についての説明があった。

具体的には、経済分野に對して、「セキュリティ・クリアランス」制度(安全保障上重要な情報にアクセスできる者を、政府が信頼性を確認して認定する制度)が適用される範囲が無限定に拡大されることにより、特定分野の研究に従事できなくなる者が出てくる可能性が懸念されることである。

さらに大川原化工機事件についての事例報告があった。同事件は、経済安保分野において功を焦った警察によって生み出されたえん罪事件である

最後に、同法により様々な分野の研究が軍民デュアルユース(軍事と民生の両方に利用できる技術や製品)の対象に含まれる可能性があり、その結果規制の対象が広がりかねない懸念が生じていること、についての説明もあった。

講演全体で、同法の危険性をきちんと理解し、訴えていくことの必要性が強調されていた。我々の今後の取り組みに活かしていきたい。

(会員 山岡 遥平)

パネルディスカッションの様子

パネルディスカッションの様子

パネルディスカッションの様子

パネルディスカッションの様子

台北律師公会との懇親会

和やかな雰囲気で開催

みなとみらいの夜景をバックに

昨年11月12日夕刻、横浜ハンマーヘッドにて、台湾の台北律師公会(以下「台北公会」)に所属する律師(弁護士)との懇親会が開催された。当会と台北公会との交流は、2018年に当会の国際交流委員会が台北を訪問して以来、2回目となる。台北公会は、台北地区以外に事務所を構える弁護士も加入が可能であり、現在、台湾全域に約8000名の会員がいる。今回の懇親会には、当会18名、台北公会19名の参加者に加えて、台北駐日経済文化代表処横浜分処(台湾の外交の窓口機

日本語 英語 中国語 飛び交う

関)からも2名が参加した。当日は天候にも恵まれ、みなとみらいの美しい夜景をバックに、和やかな雰囲気で開催された。会の冒頭に、当会の岩田武司会長と台北公会の張志朋理事長のスピーチがあり、これに続いて国際交流委員会・井澤秀昭委員長による開会の言葉と、高岡俊之会員(前・国際交流委員会委員長)による乾杯の挨拶があった。岩田会長は、台湾で再審査改正やジェンダー平等が進んでいる点は日本も見習うべきであり、台湾の弁護士と交流を深めたいと話した。また、張理事長は、熊本県に台湾の半導体メーカーTSMCが進出したことに触れ、日台の弁護士が協力してリーガルサービスに取り組むことが期待されていると述べた。台北公会によれば、同会には国際感覚に優れた弁護士が多く加入しており、世界各国の弁護士会と積極的に交流を行っているとのことである。日本文化に興味を持ち、日本語を学んでいる弁護士も少なくない。今回の懇親会は、日本語、英語、中国語を交えて交流が行われ、とても有意義なものであった。今後も、台北公会と当会の友好な協力関係が発展していくことを祈念している。(会員 引地 麻由子)

第37回法曹サッカー全国大会



YOKOHAMA LAWYERS FOOTBALL CLUB

カシマサッカースタジアムにてドヤ顔のメンバー

目指せ！リーグW優勝

昨年11月23日、第37回全国法曹サッカー大会が、カシマサッカースタジアムで開催された。横浜チームは、ガチンコリーグに横浜1、エンジョイリーグに横浜2、レジェンド(原則40歳以上)戦に他チームとの混合で参加した。横浜チームは、優勝経験もある強豪チームであり、昨年、横浜1はガチンコリーグで3位、横浜2はエンジョイリーグで

優勝という成績を残している。今大会はガチンコリーグの優勝とエンジョイリーグの連覇によるダブル優勝を目指して大会に臨んだ。大会初日、横浜1は、予選リーグ4試合中3試合を戦い、2敗1分け、決勝トーナメントの出場を逃す結果となった。横浜2は、3勝で決勝トーナメント進出を濃厚とし、初日を終えた。大会2日目、横浜1は、残る予選リーグの東北連

合戦、下位リーグの京都戦、共に果敢に攻めるもゴールが奪えず、惜敗を続けるも、最終戦となった千葉戦で、辛くも勝利をつかみ、大会を終えた。一方の横浜2は、予選の勢いそのまま準決勝で広島戦をPKで制し、カシマスタジアムで決勝の東京C戦に臨む。東京Cから猛攻を受けるも、奥祐介が中盤で試合を安定させ、一瞬の隙をついた横浜2がミドルシュートで先制する。同点に追い

つきたい東京Cの猛攻を及川健一郎等の守備陣により懸命に跳ね返す中、佐伯昭彦が裏への飛び出しからゴール左隅に流し込む貴重な追加点を上げる。試合終了間際、オウゴンゴールで1点失うも、チーム全員で試合を行うチーム力で横浜2が勝利し、優勝を勝ち取った。今大会、横浜2は、エンジョイリーグ連覇という大きな成果を上げ、横浜1も、勝利で大会を終えることができた。また来年に向け、横浜のチーム力を更に高め、リーグダブル優勝を目指したい。(会員 佐竹 勇祐)



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その47 訴状等がSNS等で公開されるリスクについて

裁判当事者が、訴状や答弁書、主張書面等をSNS等にて公開することがあります。しかし、裁判の内容をどこまで外部に公表し得るかについては、名誉権、プライバシー権、著作権等の侵害となるリスクがあるため、十分な検討が必要です。家事事件等の非公開の事件の書面や、公開の事件であっても期日にて陳述される前の書面については、裁判公開の原則の適用外ないし例外とも考えられるため、特に注意を要します。

この点、やや珍しいケースですが、第一回口頭弁論期日にて原告が陳述する前の訴状を、被告がブログ等を通じて公表する行為は、訴状を作成した弁護士の著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)を侵害するものであるとして、被告に対し、著作者人格権侵害に基づき慰謝料2万円の支払を命じる判決が言い渡された事件があります(令和3年7月16日東京地裁判決。なお、損害発生を全て否定した同種裁判例もあります)。昨今、SNS等の利用者が増え、増加傾向にあります。上記のようなリスクや関係者間の無用な感情的対立を防ぐためにも、依頼者が独断で当

また、事件の相手方が当方の訴状等をSNS等にて公開してしまうこともあり得ます。その際には、まずスクリーンショット、PDF印刷、画面収録(動画を保存するiPhoneの機能)等の手段で当該画面を保存しましょう。特に、インスタグラムのストーリー機能による投稿は24時間で自動的に削除されるため、より速やかな証拠保全が必要です。それらの証拠を根拠に、相手方等に対する削除請求や損害賠償請求、場合によっては捜査機関に対する名誉毀損罪等での告訴も検討することになります。なお、第三者による秘密情報の取得・拡散が危惧される場合には、閲覧制限の申立ても検討すべきです。(会員 佐藤 隆志)

編集後記

北海道東部、網走市から斜里町にかけて車を走らせると、瀧湖という湖がある。オホーツク海に面した汽水湖で、冬になるとオオワシやオシロワシ、そして白鳥などが訪れる鳥の楽園となる。自然が主人公の場所で、人間はそこにお邪魔させ

- デスク 千歳 博信
記者 山口 陽
古西 達夫
渡邊さち穂
鈴木 健
伊藤 暢章
若林 将大